

ア

問1 自動車修理工場は9号で許可可能か。

答 不可。

ア

問2 9号の開発で管理住宅部分（台所、浴室、トイレ、居宅が全て設置されているもの）を設けたいが、可能か。

答 不可。

ア ケ

問3 9号の開発でコンビニエンスストアの駐車場が十分あることとはどのようなことか。

答 9号の許可基準は道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所としての対応であるので、単なる物品販売は許可対象とならない。

しかし、各種の飲食品を駐車場で飲食でき、運転手がトイレ使用や休息する為の駐車場が常時利用できる場合で敷地面積が建物以外はほとんど駐車場であるため、「駐車場が十分あること」とは、申請地のうち、予定建築物及び付属建築物以外は駐車場であることを示す。

ケ

問4 9号の開発で、2業種以上の別棟の店舗が同一敷地で可能か。

答 可能。ただし、それぞれの9号の運用基準に適合する必要がある。